

**北方領土返還要求特別啓発事業委託業務
委託業務処理要領（案）**

1 業務名

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務

2 業務の目的

北方領土返還要求運動の象徴的な空間の創造や、デジタルメディアを活用した啓発活動を実施することにより、北方領土問題への国民世論の一層の喚起を図る。また、北方領土周辺の漁業規制などの特殊な地域事情に鑑み、隣接地域（根室管内1市4町）の情報発信を行い、地域の振興を図る。

3 業務の内容

- ・啓発効果の高い場所（札幌市内及び札幌市近郊）における啓発ブースの設置・管理運営
- ・北方領土に関する動画コンテストの周知・募集及び入賞作品を活用したPR
- ・実施報告書の作成

(1) 啓発ブースの設置・運営

ア 実施期間

- ・令和5年8月7日～31日の期間
- ・令和6年1月10日～25日
- ・令和6年1月26日～2月20日の間に少なくとも14日

イ 実施場所

- ・令和5年8月7日～31日：札幌駅前通地下歩行空間 北大通交差点広場（西）
（以下、「チカホ」という。）
- ・令和6年1月10日～25日：チカホ
- ・令和6年1月26日～2月20日の間に少なくとも14日：提案による
※令和6年2月の実施においては、「北方領土の日」である2月7日の前日、当日及び翌日を含む提案とすること。

ウ 実施内容

(ア) 啓発ブースの会場レイアウト企画

啓発ブースでは署名コーナーの設置及び道が提供する下記の啓発資材の展示を行うこと。

【提供資材】

a 北方領土及び隣接地域のジオラマ

レゴブロックで作られたジオラマ。ジオラマ上のAR マーカーに携帯等をかざすとマーカー地点に関する詳細や歴史等を紹介するページに誘導される。

サイズ W1520×D1200×H715 (mm)

b 啓発用映像

- ・視聴用ショートムービー（20分）

北方領土問題や隣接地域の情報をまとめた動画及び動画コンテスト入賞作品動画。

サイズ モニター W1458×H835mm (65型)

- ・サイネージ用動画（各3～4分）

北方領土各島の紹介動画、隣接地域の魅力紹介動画。

サイズ イーゼルスタンド W434×H733mm (32型 2台)

- ・その他道が提供する動画

c 啓発パネル

北方領土問題や隣接地域の魅力をまとめたバナー他。

バナーサイズ W1500×H2000 (mm) 1枚

W 850×H2000 (mm) 11枚

d 北方領土を描写したカーペット（チカホでのみ使用）

北方領土の衛星写真を印刷したカーペット。

サイズ W2500×D1800 (mm) 1枚

e その他道が提供する資材

(イ) 上記会場の設営・管理運営

看板等作成、必要資材手配、資材の運搬及び撤去を行う。

また、上記（ア）の「a 北方領土及び隣接地域のジオラマ」上の AR マーカーを使用するため、モバイル Wi-Fi 及び電子タブレット 2 台を手配すること。

会場運営に関しては、人員を 2 人確保し、実施日ごとに、入場者を把握すること。

(ウ) チカホのサイネージでの PR 動画の放映

啓発ブースについて紹介する 15 秒程度の動画を制作し、実施期間中に少なくとも 1 ヶ月間、チカホのサイネージにて放映すること。

(エ) 啓発会場における集客効果を高めるための企画の提案

北方領土問題及び隣接地域に関するもの。R4 実績：モバイルスタンプラリー

(2) 動画コンテストの開催

「北方領土に関する動画コンテスト」の募集、応募状況等の管理、入賞作品を利用した動画の制作及び結果発表の実施（詳細については道と事前調整を行うこと。）

ア 動画募集期間

令和 5 年 8 月中旬～ 11 月上旬（予定）

イ 実施内容

(ア) 専用の募集・応募サイトの作成

(イ) PR ポスター（B2 判）を作成し、道が提供する送付文（A4 判）と併せて道内の全高校に送付（全 275 校・1 校あたり各 1 枚）

(ウ) 各種広報媒体を積極的に活用した効果的な広報による作品募集の実施

(エ) 応募作品の取りまとめ及び道への提出

(オ) 入賞作品を表彰する動画の作成及び啓発ブースでの放映

(カ) 入賞作品を活用した YouTube 用広告動画を制作（2 本）

(キ) YouTube 広告の実施

ウ その他

(ア) 入賞者の選考は道が実施。受託者は、当委託業務の契約後、道の求めに応じて選考会審査員を推薦すること。

(イ) 入賞者に対する賞金または賞品等については、別に道が用意する。

(ウ) YouTube 広告の種類は、Trueview インストリーム広告とし、1 本あたり配信料 15 万円（管理費・消費税及び地方消費税別）を上限とする。

(エ) ターゲティングの方法は、当委託業務の契約後、委託者と協議の上、決定する。

(オ) 受託者は、委託業務完了後、実績報告書とともに Google のアナリティクスから視聴数や使用金額の分かる書類を委託者に提出すること。

(カ) 委託者が受託者に支払う配信料は、受託者が現に使用した額とする

(3) 実施報告書の作成

受託者は、次年度以降の事業実施に繋がるよう、事業の実施内容、啓発ブースの来場者数及び YouTube 広告の再生数を記した実施報告書を A4 番 2 部及び光学ディスクに保存して提出すること。

4 成果品

成果品は、以下の表のとおりとする。

名称	媒体	数量	期限	備考
実施報告書	A4 版 光学ディスク	2 部 1 部	令和 6 年 3 月 15 日（金）	
動画コンテスト PR ポスター	B2 判 光学ディスク	300 部 1 部	受託者と委託者の協議の上、決定するものとする。	うち 25 部は委託者に納品。
PR ポスター添付用送付文	A4 判	275 部		データは道が提供する。
動画コンテスト入賞作品表彰動画	光学ディスク	1 部		
動画コンテスト応募データ	光学ディスク	1 部		
YouTube 用広告動画（2 本）	光学ディスク	各 1 部		

なお、提出場所は 7 の（4）のとおり。

5 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。
会場及び備品（道が提供するものを除く）の手配は受託者が行い、費用は受託者が負担するものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

7 履行

(1) 提出書類等

- ア 受託者は、契約締結後速やかに、業務処理計画書を委託者に提出しなければならない。
- イ 受託者は、業務処理責任者を定めたときは、業務処理責任者選定通知書を委託者に提出すること。
- ウ 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、実績報告書を委託者に提出すること。

(2) 打合せ

本業務の実施にあたって、業務担当員と業務処理責任者は十分な連絡を取り、相互に確認するものとする。

(3) 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、直ちに委託者に報告すること。

(4) 書類等の納入・検査場所

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

8 個人情報の取扱い

本委託業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

9 その他

- ・署名簿は「8 個人情報の取扱い」に従い、適切に保管すること。
- ・その他必要な事項については、委託者が受託者と協議の上、定める。

業務処理責任者選定通知書

令和5年(2023年) 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 北方領土返還要求特別啓発事業委託業務

令和5年(2023年) 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者を次のとおり定めたので通知します。

区 分	氏 名	備 考

- 注1 「区分」欄は、業務処理責任者(管理技術者)、主任技術者等の別を記載すること。
2 管理技術者、主任技術者等については、一定の資格を要するものであるときは、資格内容等を記載した経歴書を添付すること。

実績報告書

令和5年(2023年) 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 北方領土返還要求特別啓発事業委託業務

令和5年(2023年) 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

- 業務完了年月日 令和 年 (年) 月 日
- 成果品
- その他 成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。

注 著作権等を引渡しさせる場合は、「3 その他」欄に「成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。」等の文言を記載させること。